

第 4 号議案

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第 4 条第 2 項の退職手当の額の特例に関する条例の件

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第 4 条第 2 項の退職手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第 4 条第 2 項の退職手当の額の特例に関する条例

次の各号に掲げる者に係る退職手当の額については、特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和 26 年 3 月条例第 9 号。以下「条例」という。）第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) この条例の施行の日において市長の職にある者 条例第 4 条第 2 項の規定により算定して得た退職手当の額から、その額に 100 分の 40 を乗じて得た額を減じて得た額
- (2) この条例の施行の日以降における前号に掲げる者の任期において副市長の職に就いたことのある者 条例第 4 条第 2 項の規定により算定して得た退職手当の額から、その額に 100 分の 20 を乗じて得た額を減じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用範囲）

- 2 この条例の規定は、本則第 1 号に掲げる者にあつてはこの条例の施行の日を含む市長の任期に係る退職手当について適用し、本則第 2 号に掲げる者にあつてはこの条例の施行の日を含む市長の任期と重なりのある副市長の任期に係る退職手当について適用する。

（特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第 4 条第 2 項の退職手当の額の特例に関する条例の廃止）

- 3 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第 4 条第 2 項の退職手当の額

の特例に関する条例（令和4年3月条例第62号）は、廃止する。

理 由

市長及び副市長の退職手当について減額を行うに当たり、条例を制定する必要があるため。